

## IV 本学の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

### 1 関係する決議の概要

- (1) 2025年10月8日開催の理事会において、本学が社会的責任を果たし、使命を適切に遂行していくためのガイドラインとして倫理憲章を制定するとともに、本法人を構成するすべての者に必要となる具体的な行動や倫理的な基準として行動規範を制定することを決議しました。
- (2) 2025年10月15日開催の理事会において、事務管理職らによるリスクの自己点検・評価を経て、優先して全学的に取り組むべきものとして選定された11項目の重大なリスクとその対応策及び課題並びに今後の対応について、本学としての取り組みを進めることを決議しました。
- (3) 2026年1月28日開催の理事会において、前号の決議に基づき定めた、重大なリスクの対応策に関する改善計画を進めることを決議しました。

### 2 体制整備及び運用状況の概要

#### (1) 経営に関する管理体制

- 2025年度においては、理事会を計22回開催し、法令及び学校法人明治大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行の監督を行いました。
- 2025年度においては、常勤理事会を計23回開催し、理事会において決定した基本方針に基づき、その具体的施策に関して協議・決定するとともに、理事会に付議する事項についての事前協議を行いました。
- 理事会、常勤理事会及び評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、学校法人明治大学寄附行為施行規則、文書取扱規程、決裁手続規程及び文書の整理及び保存に関する規程に基づき、電子決裁システム上で適切に作成、保存及び管理しています。また、理事長及び常勤理事の職務執行状況報告については、2025年7月16日、同年10月8日及び2026年1月21日、同年4月15日開催の理事会において実施しました。
- 本学の内部統制システム整備・運用状況の外部評価を実施し、その結果が理事会研究会において報告されました。これを受け、本学の内部統制システムの整備に係る事務体制を強化するため、総務部及び監査室を中心として、「内部統制システム整備プロジェクトチーム」を編成し、整備・運用状況の管理、諸課題の抽出・整理・改善案の検討を行っています。

#### (2) リスクマネジメントに関する体制

2025年3月19日に制定した「学校法人明治大学リスクマネジメント規程」に基づき、以下のとおり、体制整備を推進しました。

- 全事務管理職を対象として、リスクマネジメントに関する研修プログラムを実施し、リスクの自己点検・評価の仕組みを構築しました。
- 理事会において重大なリスクを把握し、対応策が不十分なリスクに対する改善策を講ずる仕組みを導入しました。具体的には、前号の取り組みを通じて抽出した重大なリスクについて、リスクマネジメント委員会を計2回開催し、「リスク点検・評価を踏まえた重大なリスクの

対応策及び課題並びに今後の対応について」、「重大なリスクの対応策に関する改善計画について」を審議し、結果を理事会に付議しました。

- 事務管理職のみならず、事務室員・課員が本学の抱えるリスクを自分事として捉えるため、専任職員を対象に、リスクマネジメントに関するとりまとめ資料を、学内ポータルサイトを通じて共有しました。

### (3) コンプライアンスに関する管理体制

2025年3月19日に制定した「学校法人明治大学コンプライアンス推進規程」に基づき、以下のとおり、体制整備を推進しました。

- コンプライアンス推進委員会を計3回開催し、「本学におけるコンプライアンス推進施策について」、「教職員向けコンプライアンス意識調査及び研修について」を審議しました。
- 役員及び事務部長職の法的責任及び説明責任に対する理解の深化、コンプライアンス推進におけるトップマネジメントの意識の醸成等を目的として、外部有識者を招聘し、コンプライアンス研修を実施しました。
- 本学が社会的責任を果たし、使命を適切に遂行していくためのガイドラインとして倫理憲章を制定するとともに、本法人を構成するすべての者に必要となる具体的な行動や倫理的な基準として行動規範を制定しました。

また、本学においては、2022年に制定した「学校法人明治大学公益通報に関する規程」に基づき、公益通報窓口を学内外に設けています。加えて、2025年3月19日に制定した「コンプライアンス違反に係る通報の取扱要領」に基づき、コンプライアンス違反に係る通報窓口を2025年10月1日に開設しました。

### (4) 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

2025年3月19日に「学校法人明治大学監事監査規程」を一部改正し、これに基づき、以下のとおり、体制整備を推進しました。

- 2025年度においては、定例の監事会を22回開催し、監事の監査業務を適正に遂行するための意見交換を監事間で行いました。
- 理事会及び評議員会に監事全員が出席し、加えて、常勤監事は常勤理事会やその他重要会議（学部長会等）に陪席し、必要があれば意見を述べました。
- 法人役員（理事長及び常勤理事、理事）、教学役職者（学長及び学部長、副学長、附属校校長）並びに評議員会議長及び副議長等との意見交換を行い、学校法人における事業の遂行と教育研究活動の健全な発展等に向けて相互認識を深めました。
- 内部統制システムの整備・運用に関連した会議（リスクマネジメント委員会やコンプライアンス推進委員会等）に常勤監事が陪席し、必要があれば意見を述べました。
- その他監事の職務を遂行するにあたり必要な予算措置を行っており、さらには監事の要請に応じ、理事会承認の下、補助職員を設置しました。

**★内部統制システム整備の基本方針（2025年3月5日 理事会制定）**